

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成26年4月14日(月)

開会 13時30分

閉会 14時44分

2 場 所

教育委員室

3 出席者及び欠席委員の氏名

出席者 岩崎恭典委員長、前田光久委員、森脇健夫委員、柏木康恵委員
山口千代己教育長

欠席者 なし

4 出席職員

教育長 山口千代己(再掲)

副教育長 信田信行、次長(教職員・施設担当)福永和伸

次長(学習支援担当)山口顕、次長(育成支援・社会教育担当)長谷川耕一

次長(研修担当)中田雅喜

教育総務課 課長 荒木敏之

予算経理課 課長 中西秀行、班長 前川幸則、主査 森下道大

教職員課 課長 梅村和弘、班長 小宮敬徳、主幹 加藤真也

福利・給与課 課長 紀平益美、課長補佐兼班長 中野雅人

高校教育課 課長 長谷川敦子、班長 吉田淳、指導主事 成田達也

小中学校教育課 課長 鈴木憲、班長 川北浩司、指導主事 仲地正俊

特別支援教育課 課長 東直也、課長補佐兼班長 森井博之、指導主事 大瀧剛

社会教育・文化財保護課 課長 田中彰二、主幹兼社会教育主事 奥村隆志
主査 藤原良幸

文化振興課 課長 明石典男

三重県総合博物館副館長 岡村順子

5 議案件名及び採択の結果

件 名	審議結果
議案第1号 専決処分の承認について(人事関係)	原案可決
議案第2号 訴訟事件の処理について	原案可決
議案第3号 平成26年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命 について	原案可決
議案第4号 三重県総合博物館協議会委員の任命について	原案可決
議案第5号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について	原案可決

6 報告題件名

件 名

報告 1 訴えの提起に係る専決処分について

報告 2 平成 26 年度三重県立高等学校入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

(追記)

報告 3 県民の声(県民の「知る権利」の侵害について)への対応について

7 審議の概要

・開会宣言

岩崎恭典委員長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・前回審議事項(平成 26 年 3 月 24 日開催)の審議結果の確認

前回定例会審議結果の内容を確認し、全委員が承認する。

・議事録署名人の指名

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・会議の公開・非公開の別及び進行の確認

議案第 1 号、議案第 3 号、議案第 4 号、議案第 5 号及び議案第 6 号は人事管理に関する案件であるため、議案第 2 号は訴訟の方針決定に関する案件であるため、非公開で審議することを承認する。

会議の進行は、公開の報告 1 及び報告 2 の報告を受けたあと、非公開の議案第 1 号から議案第 6 号を審議する順番とすることを承認する。

【報告事項】(追記)

報告 3 県民の声(県民の「知る権利」の侵害について)への対応について (公開)

荒木教育総務課長

審議に入る前に、県民の声を受けまして、教育委員会の対応について、口頭ですがご説明させていただきたいと思えます。

去る平成 21 年 12 月に、県民の方から保存文書が永久保存になっている公文書について開示請求を受けましたが、公文書の存在を確認できずに存在理由が明らかにできなかったということで、開示請求者の不信を招いた事例がございました。

この案件については、平成 12 年から 14 年にかけて保存期間の見直しが行われた中で、保存期間の訂正を行い、訂正した保存期間に従って廃棄したものと考えられま

す。

しかし、その当時に保存期間を変更した場合の処理記録の取扱いについての定めがなく、変更処理をした記録もなかったということで公文書の存在を明らかにすることができなかったというものです。

今後、公文書の扱いについて、再度そういったことがないように再発防止に向け、現在、教育委員会処務規程では知事部局の公文書管理規定を一部準用しており、公文書の保存期間の短縮をした場合の処理記録の扱いについて規定をしています。今後とも公文書の管理については、教育委員会処務規程に従った適正な事務処理を行うということにより、情報公開制度についても適正かつ円滑な対応により県民の知る権利を尊重し、説明責任を果たしていきたいと考えておりますので、ご報告をさせていただきます。

委員長

ただいまの報告につきまして何かございますか。

教育長

この件につきまして、4月11日の政策会議の冒頭に、県民の声相談というのを受けて、私からも各部局長に、教育委員会でこういう事例があったということを申し上げて、全庁的に注意喚起をさせていただいたところ です。

委員長

県民の方の指摘を受けて、文書管理、特に保存期間の変更に伴っての文書の管理のあり方について、全庁的に改めて周知をさせていただいたという案件ですが、今の点についてはよろしいでしょうか。

審議に入る前の報告ということで終わらせていただきます。

・審議事項

報告1 訴えの提起に係る専決処分について (公開)

(中西予算経理課長説明)

報告1 訴えの提起に係る専決処分について

高等学校等修学奨学金返還金の滞納に関し、支払督促に係る訴えの提起(和解を含む。)の専決処分を行ったので、別紙のとおり報告する。平成26年4月14日提出三重県教育委員会事務局 予算経理課長。

1ページをご覧ください。専決処分の報告についてという様式を使用しております。この様式は県議会への報告様式に則って作成しております。

訴えの内容ですが、様式の上段は、高等学校等修学奨学金として平成15年4月から9月まで148,000円を貸し付け、平成18年3月から平成19年10月までに毎月7,400円ずつ返還していただく約束でしたが、これまで11,000円の返還があったのみで、137,000円が未納になっております。

また、下段の者は、平成14年4月から17年3月まで688,000円を貸し付け、平成17年4月から平成27年3月までに毎月6,066円、途中から額を変更して毎月5,400円ずつ返還していただく約束でしたが、返還期日が到来した617,800円のうち、これまで18,198円の返還があったのみで、599,600

2 円が未納となっております。

これまで電話督促、文書通知、自宅訪問等を行い、平成 20 年 11 月からは、債権回収会社サービスに債権の回収を委託しております。しかし、滞納額の一部をお支払いいただいたのみで、今後の納付連絡等もなく、督促にも応じないことから、昨年 9 月に知事名での最終催告を行い、指定した期日までに入金がなかったため、民事訴訟法に基づく「支払督促申立手続き」をそれぞれの住所地の簡易裁判所に行いました。

ここで「支払督促申立手続き制度」の仕組みを簡単にご説明させていただきます。

支払督促は、それぞれの住所地の裁判所が、債権者に代わって督促を行い、相手から異議申立のない限り、債権者の申立内容どおりの債務名義が取得できるという制度です。裁判所が債権者に代わって督促を行う制度のため、地方自治法の議決を要する訴えの提起には該当しませんが、裁判所から督促通知が相手方に到達し、その翌日から 2 週間以内に相手方から異議申立があった場合には、民事訴訟法 395 条の規定に基づき申立時に遡って債権者が訴えを提起したと見なされる制度です。

県では平成 21 年度に、この異議申立により申立の時点に遡って訴えを提起したと見なされる訴えの提起については、議会から知事への委任専決事項に指定されております。これによりそれぞれ申立日に遡って専決処分を行ったとして、今後、議会へ報告いたします。

今回、上段の者については、平成 26 年 2 月 24 日に支払督促申立手続きを行ったところ、3 月 15 日に、下段の者は、2 月 25 日に支払督促申立手続きを行ったところ、3 月 10 日に相手方から分納の希望の異議申立が裁判所に提出されましたので、申立日に遡って訴えを提起したと見なされることとなりました。

県では平成 25 年 3 月に三重県債権管理適正化指針を策定し、この 4 月 1 日から債権管理の条例である「三重県債権の管理及び債権の徴収に関する条例」が施行されております。その中で債権回収の手段として、担保の処分、強制執行の手段が取れない場合には、債務名義の取得を行うと規定されております。

教育委員会も知事部局と同様にこの条例等により債権の適正な管理回収に努めているところです。今後は裁判で相手方と話し合い、経済的に困窮しない範囲での分納を求めていくことといたします。

【質疑】

委員長

報告の 1 について何かございますか。よろしいでしょうか。

少額訴訟の扱いになるんですか。そうではないんですね。

予算経理課長

支払督促に基づくものです。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

報告 2 平成 26 年度三重県立高等学校入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者

選考の概要について（公開）

（長谷川高校教育課長説明）

報告 2 平成 26 年度三重県立高等学校入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について

平成 26 年度三重県立高等学校入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要について、別紙のとおり報告する。平成 26 年 4 月 14 日提出 三重県教育委員会事務局 高校教育課長、特別支援教育課長。

1 ページの 1 の (1) 「前期選抜」の表をご覧ください。前期選抜は、2 月 6 日、7 日に全日制課程 50 校 119 学科・コース、定時制課程 5 校 12 学科、通信制課程 1 校 1 学科で、学科・コースの特色に応じた検査により実施しました。全課程とも昨年度と実施校は同じです。全日制課程は、募集人数 4,089 人に対して、昨年度より 257 人多い 9,516 人が志願し、志願倍率は 2.33 倍で、昨年度より 0.04 ポイント高くなりました。合格内定者は 4,422 人です。定時制課程及び通信課程はご覧のとおりとなっております。

(2) 連携型中高一貫教育に係る選抜については、前年度同様、全日制課程 3 校 4 学科で実施し、56 人が志願し、56 人が合格内定となりました。

(3) 特別選抜は、高等学校を中途退学した者など、既に中学校を卒業した者を対象としています。全日制課程は 1 校で実施し、募集人数 4 人に対して 1 人の志願者があり合格いたしました。定時制課程は 5 校 12 学科で実施し、募集人数 48 人に対して 44 人が志願し、30 人が合格しました。

次に、「後期選抜」です。3 月 11 日に学力検査を実施し、3 月 18 日に合格者発表を行いました。全日制課程では募集人数 8,639 人に対し 10,011 人の志願者があり、最終志願倍率は 1.16 倍でした。前年度と比較して 0.01 ポイント高くなりました。定時制課程では募集人数 547 人に対して志願者数 265 人、志願倍率は 0.48 倍でした。前年度と比較して 0.04 ポイント高くなりました。通信制課程は、募集人数 426 人に対して志願者数 42 人、志願倍率は 0.1 倍、前年度と比較して 0.03 ポイント減少しました。

(2) の合格者の状況については、ご覧のとおりです。

なお、印にあります秋期募集については、北星高等学校で 9 月に実施いたします。

次に、資料の 2 ページをご覧ください。3 の「再募集・追加募集」ですが、(1) 「再募集」は、前期選抜・後期選抜の合格者数が入学定員に満たない学校において実施されます。平成 26 年度選抜では全日制課程 20 校 24 学科・コース、定時制課程 10 校 13 学科、通信制課程 2 校 2 学科で実施されました。募集定数、志願者数、合格者数はご覧のとおりです。

(2) 「追加募集」は、再募集においても入学定員に満たない夜間定時制課程の高等学校だけで行われます。夜間定時制課程 9 校 10 学科で実施いたしました。

最後に、合格者総数は全日制課程が 12,934 人、定時制課程が 485 人、通信制課程 93 人となっております。

以上で、平成 26 年度三重県立高等学校入学者選抜の概要についての報告を終わります。

続きまして、平成26年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要についてですが、報告者を特別支援教育課長に替えて説明いたします。

(東特別支援教育課長説明)

続きまして、平成26年度三重県立特別支援学校入学者選考の概要について報告をさせていただきます。

資料3ページをご覧ください。最初に特別支援学校の入学者選考の制度について説明をさせていただきます。

県立高等学校については、入学定員を設定し受検者の中からある基準に従って合格者を選ぶという選抜を実施しておりますが、県立特別支援学校高等部においては、選抜ではなく選考を実施しております。この選考は、あらかじめ入学定員は定めず、事前に志願者、保護者、中学校担任等を対象に教育相談を実施し、志願者が当該特別支援学校の対象であるか実態の把握を行います。そのうえで受検時に障がいに応じた配慮を行いながら諸検査及び面接を実施し、入学者を決定していくものです。

まず、1の「選考」を2月7日に実施いたしました。これは県立高等学校の前期選抜に合わせて実施をいたしました。特別支援学校16校の合計として248名が受検し、248名全員を合格といたしました。その内訳は、特別支援学校中学部からの合格者が96名、各市町の中学校からの合格者が152名です。各学校の状況については、資料にお示ししたとおりです。

次に2「再募集による選考」を3月11日に実施いたしました。これも県立高等学校の後期選抜に合わせて実施をいたしました。これは当該学校で教育相談を受けた者のうち、2月の選考の一部又はすべてを受けなかった者を対象に実施をしたものです。特別支援学校5校において実施をし、9名が受検をして9名全員を合格といたしました。その内訳は、特別支援学校中学部からの合格者が1名、各市町の中学校からの合格者が8名となっております。

引き続き資料4ページをご覧ください。再募集の選考の欠席者はありませんでしたので、追選考は今年度は実施をしておりません。したがって、高等部の合格者総数は、選考と再募集による選考を合わせて257名が合格となっており、その内訳は、特別支援学校中学部から97名、各市町の中学校からの合格者が160名です。

以上が、平成26年度三重県立高等学校入学者選抜及び三重県立特別支援学校入学者選考の概要の報告でございます。よろしく願いいたします。

【質疑】

委員長

報告2についてはいかがでしょうか。

- 全委員が本報告を了承する。 -

・審議事項

議案第1号 専決処分の承認について(人事関係) (非公開)

教職員課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どお

り可決する。

・審議事項

議案第2号 訴訟事件の処理について（非公開）

福利・給与課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第3号 平成26年度三重県教科用図書選定審議会委員の任命について

（非公開）

小中学校教育課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第4号 三重県総合博物館協議会委員の任命について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第5号 三重県天然記念物紀州犬審査会審査員の任命について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。

・審議事項

議案第6号 三重県天然記念物日本鶏審査会審査員の任命について（非公開）

社会教育・文化財保護課長が説明し、委員審議のうえ決裁の結果、全委員が承認し、本案を原案どおり可決する。